

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年二月六日

監査委員告示

目 次

監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表
臨時監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監査委員)
(同 同)
八四一

ページ

岐阜県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百九十九条第七項の規定により平成一十九年十一月及び十二月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年一月六日

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員
杉 藤 山 松 篠 田 岡 本 山
山 本 岡 田 篠 岩 佐 久 田 伸
祐 良 正 子 寛 泉 人 徹

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数			指摘事項
		指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項	
出資・出捐団体	5	7	2	4	1	0	0	0
補助金等交付団体	7	1	0	1	0	1	0	0
指定管理者	3	2	0	2	0	1	0	0
合計	15	10	2	7	1	2	0	0

第2 監査結果

監査の結果、7団体において2件の指導事項及び7件の指導事項並びに2所管機関において2件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、1団体において、1件の検討事項が認められたので、対象団体に対し必要な検討を求めた。

- ・指導事項
- ・指導事項
- ・検討事項

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 是正又は改善を求める事項
 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

【監査の結果】

次のとおり指摘若しくは指導をする事項又は検討を求める事項があつた。

ア 監査対象団体

団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
公益財団法人岐阜県教育文化財団	平成29年12月27日	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	平成29年12月27日
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成29年11月30日	公立大学法人岐阜県立看護大学	平成29年11月29日
一般財団法人飛騨地域事業振興センター	平成29年11月30日		

2 指導事項 (5団体)

実施団体名	指導事項	実施年月日
一般財団法人飛騨地域事業振興センター	平成28年度の財務諸表等作成において、次とおり正確に記載されていなかつた。	
1 財務諸表に対する注記に、増減額、残高及び財源等の内訳が記載されていなかつた。	1 財務諸表に対する注記に、増減額、残高及び財源等の内訳が記載されていなかつた。	
2 財産目録に記載された建物の記載内容に誤りがあつた。	2 財産目録に記載された建物の記載内容に誤りがあつた。	

団体名	区分	内 容
公益財団法人岐阜県教育文化財団	指導事項	平成28年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。
1 貸借対照表及び正味財産増減計算書について、がん征王基金積立預金の取崩しに関する注記について、がん征王基金積立預金の状態及び正味財産増減の状況を正しく表示していなかつた。	1 貸借対照表及び正味財産増減計算書について、がん征王基金積立預金の取崩しに関する注記について、がん征王基金積立預金の状態及び正味財産増減の状況を正しく表示していなかつた。	
2 財務諸表に対する注記について、がん征王基金積立預金に関する一般正味財産から指定正味財産への振替を表示すべきところ、表示していなかつた。	2 財務諸表に対する注記について、がん征王基金積立預金に関する一般正味財産から指定正味財産への振替を表示すべきところ、表示していなかつた。	
3 正味財産増減計算書内訳表について、収益事業等から生じた利益の一部は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないものとして、公益目的事業へ振り替えるべきところ、振り替えていなかつた。	3 正味財産増減計算書内訳表について、収益事業等から生じた利益の一部は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないものとして、公益目的事業へ振り替えるべきところ、振り替えていなかつた。	

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

輪之内町	岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)	平成29年12月27日
八百津町森林組合	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備事業:森林環境保全直接支援事業)	平成29年12月27日
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(生産性強化搬出間伐(基金)事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(原木安定供給推進(交付金)事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化事業・林業再生基金事業:森林境界明確化加速化事業)	
	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(環境保全林整備事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(地域森プロ木材生産支援事業)	

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体		内 容	
実施団体名 (施設名称)	機 門 名	区 分	内 容
川辺町 (岐阜県川辺漕艇場)	地域スポーツ課	指導事項	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に際する基本協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
株式会社三和サー ビス (岐阜県科学支術 振興センター)	新産業・エ ネルギー振 興課	指導事項	第三者に委託していた警備業務について確認したところ、契約期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの契約書しか確認できず、平成26年度以降は契約書を作成しないまま同一業者に委託していた。契約書は委託業務の範囲、委託料等を確定する重要な書類であるため、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関		内 容	
機 門 名 (施設名称)	区 分	内 容	内 容
地域スポーツ 課	川辺町 (岐阜県川辺漕 艇場)	指導事項	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関		内 容	
機 門 名 (施設名称)	区 分	内 容	内 容
西濃農林事務所	輪之内町	指導事項	岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払金)において、交付要綱に基づき、事業完了報告を提出しなければならないところ、提出されていなかったので、今後は適正に処理されたい。

3 指定管理者 (3団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
川辺町	岐阜県川辺漕艇場	平成29年12月27日
株式会社三和サービス	岐阜県科学技術振興センター	平成29年12月27日
昭和村M.C.グループ	平成記念公園	平成29年12月27日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があつた。

岐阜県議会議員登録簿

地方自治法（昭和二十一一年法律第六十七号）第四十九条第一項前段の規定による
岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた上の運営がおいたの
で、回復後段の規定によるつづきの事項を次のとおり記載する。

平成三十一年四月

岐阜県議会議員 繩 松山 藤 杉山 正良 寿人 實子
岐阜県議会議員 繩 松山 田岡 徹
岐阜県議会議員 繩 松山 本村 實子
岐阜県議会議員 繩 松山 田岡 正良 寿人 實子

I 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度

区分	監査結果	措置済	(単位：件)	
			今回措置を講じたもの※	未措置
指摘事項	A	B	C	A-B-C
指導事項		86	85	0
指導事項		112	112	0
検討事項		9	7	0
計		207	204	3

2 平成29年度

区分	監査結果	措置済	(単位：件)	
			今回措置を講じたもの※	未措置
指摘事項	A	B	C	A-B-C
指導事項		141	57	10
指導事項		127	51	12
検討事項		5	2	0
計		273	110	22
				141

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年12月28日に知事等関係機関から通知があつたもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項
検討事項：所掌する事務の効率の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に對し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成29年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
財政課	時間外勤務手当の支給事務等において、次に不適正な事項が認められたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。 1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたし	過控となっていた2件3,874円については、平成29年9月5日に納入通知書を該当職員に交付し、平成29年9月12日までに納入されたことを確認した。 時間外勤務手当の対象となる勤務時間数の計算を誤ったことにより、4時間の時間

		で時間外勤務手当を支給していたことに より、1件2,001円が過払となっていた。	外勤務は休時間指定ができなかった時間に ついては、年次休暇に改めた。
2	1週間の所定労働時間を超えていない ことにより、1件1,873円が過払となっていた。	時間外勤務手当を支給していたことによ り、1件2,593円が過払となっていた。	時間外勤務手当を支給していたことに より、1件2,593円が過払となっていた。
3	時間外勤務手当の対象となる勤務時間が 数の計算を誤ったことにより、4時間の 時間外勤務代休時間指定はできないにも かかわらず、これをやっていた。	たとして時間外勤務手当を支給していたに ことにより、1件1,873円が過払となっ ていた。 時間外勤務手当の対象となる勤務時間 数の計算を誤ったことにより、4時間の 時間外勤務代休時間指定はできないにも かかわらず、これをやっていた。	時間外勤務手当を支給していたために 間その他の勤務条件に関する条例及び岐 阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条 件に関する条例施行規則に基づいた適正 処理に努める。

		環境生沢部	監査結果
機関名	監査結果	講じた措置	講じた措置
図書館	物品の管理事務において、D.A.T編集機 器1件(取扱価格1,339,230円)を亡失して いたので、今後は物品管理の一層の徹底を 図ることも、再発防止に努められたい。	物品管理について、会議やメールを通じ て、物品は県(県民)の重要な財産である という意識を持ち、「岐阜県会計規則」に基 づいた適切な事務処理に努めるよう周知 徹底を行った。 また、備品整理黒は誰もがわかりやすい 位置に貼付し、さらに、重要物品について は、重要物品であることが分かるシールを 貼付した。 今後、備品を処分する際は、処分子定の 備品について、複数人(供用主任者・美査 担当者・管理調整係)で情報を共有するこ とを徹底し、再発防止に努める。	外勤務は休時間指定ができなかった時間に ついては、年次休暇に改めた。 時間外勤務手当を支給していたために 間その他の勤務条件に関する条例及び岐 阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条 件に関する条例施行規則に基づいた適正 処理に努める。
保健環境研究所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故について、修繕料71,280円が 支拂われていたので、職員の毀損事故防止に ついて一層の徹底を図られたい。	職員の不注意により毀損させたノート型パ ソコンについて平成28年12月21日に修理 が必要であることが判明したことから、平成 28年12月27日に実施した所内幹部会議に より、以下の内容を周知し遵守の徹底を図 った。	講じた措置
健康福祉部	監査結果	講じた措置	講じた措置
機関名	監査結果	講じた措置	講じた措置
商工労働部	監査結果	講じた措置	講じた措置
セラミックス研 究所	時間外勤務手当の支給事務において、勤務 時間数の計算を誤ったことにより、1件2,852 円が過払となっていたので、速やかに措置す ることとも、今後は適正に処理されたい。	過払となっていた時間外勤務手当につい て、過年度戻入処理を行ひ、平成29年9月 8日までに該当職員から県に納入されたこ とを確認した。 監査後は、同一週の勤務時間の確認をよ り一層的確に行うため、勤務日の割振り変 更を行う場合は、複数の職員で確認を行 うこととした。	年7月10日に県歳入へ戻入済みである。 今後は、時間外勤務合算、週休日の振替 等の通知書等閲覧額を全て添付のうえ、 管理調整及び所属長で確認を実施する人事 給与システムに入力後改めて、所属内の各部 長も含めて再度決裁をすることで二重のチ ックを実施し、再発防止に努める。
林政部	監査結果	講じた措置	講じた措置
機関名	監査結果	講じた措置	講じた措置
森林文化アカデ ミー	時間外勤務手当等の支給事務において、次 の不適正な事項が認められたので、速やかに 措置することとも、今後は適正に処理された た。	1 支払不足分については平成29年11月分 給与にて支拂われるよう追給手続を行っ た。	講じた措置

			い。
1	週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかわらず、夜間勤務手当を支給をしていなかったことにより、1件 2,525 円が支払不足となっていた。	また、給与事務担当職員及び総務課職員が岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第16条「夜間勤務手当」及び「給与事務の手引き」を再度確認し、夜間勤務手当の支給が必要となるケースについて再度正しい知識を得た。	
2	1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたことで時間外勤務手当を支給していたことにより、2件 4,511 円が過払となっていた。	2 過払分について戻入を行い、平成29年11月14日付で納入を確認した。	
3	週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更は、1日(7時間45分)又は4時間の勤務時間の単位で行うべきところ、4時間未満の勤務時間に対して行われていた。	また、職員ごとに1週間の所定労働時間数を計算するシートを新規作成して時間外勤務手当支給事務を行つ際にチェックすることとし再発防止を図った。	
4	3 勤務時間の割振り変更是1日又は4時間単位で行い、年次休暇の取得単位である半日と混同しないようメール及び明確会(平成29.6.29開催)により教職員に周知した。 また、総務課の複数職員による週休日の振替え等の通知書のチェック体制の強化を図った。	2 過払分について戻入を行い、平成29年11月14日付で納入を確認した。	
県士整備部			
機関名	監査結果	講じた措置	
美濃土木事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料138,450円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故を起こした職員に対しては、所属長及び安全運転管理者から安全運転や交通事故の徹底を指導した。また、週1回の所内課長会議や毎日の各課朝礼において、所属全職員に対して同様の注意喚起を行い、交通事故防止の周知徹底を図った。	
多治見土木事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として110,619円の費用負担が発生し、また、修繕料59,400円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、速やかに交通事故の再発防止について指導を行い、その他の職員に対しては、課長会議を通じて交通事故防止の周知徹底を図った。 また、平成29年度の防寒研修においても、「岐阜県職員コンプライアンスハンドブック」を活用し、交通法規の遵守について一層の注意喚起を図った。	
		今後も継続的に注意喚起を行い、再発防止に努める。	

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

機関名	監査結果	
機関名	講じた措置	
行政管理課 精神保健福祉センター	時間外勤務手当等の支給事務において、遅やかに措置することも、今後は適正に処理されるべき。夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として務してもかがわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件2,233円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支払不足となっていた1件2,233円については、平成29年9月21日に該当職員へ追給を行った。 今後は、週休日等勤務に係る所定労働時間の計算誤りを防ぐため、時間外勤務手当の計算支援ツールの活用や複数人でのチェックを徹底し、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」に基づいた適正処理に努める。
健康福祉部		

<p>されたい。</p> <p>1 月60時間を超えた時間外勤務について、支給割合を誤ったことにより、4件6,063円が支払不足となっていました。</p> <p>2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給したことにより、休日勤務手当1件 3,447円が過払、時間外勤務手当1件 3,829円が支払不足となっていました。</p>	<p>平成29年10月20日に支払った。</p> <p>今回の誤りは、人事給与システムの支援機能を利用していないかったことが原因の一因と考えられるため、今後は必ず支援機能を利用するることとし、あわせて手当の支給に当たり、関係規程に沿う理解を深めるとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底する。</p>					
<p>農改部</p> <table border="1" data-bbox="203 233 1140 1057"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 233 330 720">機関名</th> <th data-bbox="330 233 1140 720">監査結果</th> <th data-bbox="1140 233 1140 720">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 720 330 1057">東濃農林事務所</td> <td data-bbox="330 720 1140 1057"> <p>平成28年度岐阜県農業振興事業補助金（耕作放棄地再生用総合支援補助金）の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 実績報告書に、交付要綱に定める事業実績書及び支拂算書を添付させていたかった。</p> <p>2 実績報告に基づく補助金の額の確定通知を行っていないかった。</p> </td> <td data-bbox="1140 720 1140 1057"></td></tr> </tbody> </table> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことで、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことで、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	機関名	監査結果	講じた措置	東濃農林事務所	<p>平成28年度岐阜県農業振興事業補助金（耕作放棄地再生用総合支援補助金）の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 実績報告書に、交付要綱に定める事業実績書及び支拂算書を添付させていたかった。</p> <p>2 実績報告に基づく補助金の額の確定通知を行っていないかった。</p>	
機関名	監査結果	講じた措置				
東濃農林事務所	<p>平成28年度岐阜県農業振興事業補助金（耕作放棄地再生用総合支援補助金）の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 実績報告書に、交付要綱に定める事業実績書及び支拂算書を添付させていたかった。</p> <p>2 実績報告に基づく補助金の額の確定通知を行っていないかった。</p>					
<p>岐阜県農業振興事業補助金（耕作放棄地再生用総合支援補助金）の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 実績報告書に、交付要綱に定める事業実績書及び支拂算書を添付させていたかった。</p> <p>2 実績報告に基づく補助金の額の確定通知を行っていないかった。</p>						
<p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことで、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことで、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>また、時間外勤務手当支給時に命合簿、計算書の他に関係書類（週休日の振替え等の通知書等）を添付して適正な支給時間数になっているかを複数の職員で確認を徹底し、再発防止に努める。</p>						

岐阜県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から隨時監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

I 平成29年度臨時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査対象事務 現金の取扱い及び生産物の出 納管理	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
	2	0	2	0

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年12月28日に知事等関係機関から通知があったもの

II 隨時監査の結果に基づき講じた措置

○ 現金の取扱い及び生産物の出納管理

機関名 (指摘事項)	監査結果	講じた措置
保健医療課 (南飛騨健康 増進センター)	宿泊施設（キャンプ縄文）の使用料 の徴収事務において、次の不適正な事 項が認められたので、今後は適正に処 理されたい。	1 使用料が無料となる幼児の確認 については、受付カウンターに幼 児に該当するか否かを確實に確認 できるよう、年齢検査シール（H29 年度）H23/4/02 生～幼児）を張り、 徴収漏れが発生しないよう改善し た。
1 南飛騨健康増進センター条例では幼 児についてのみ宿泊に係る使用料を無 料としているにもかかわらず、幼児以 外の者を無料としていたものがあった。 2 現金収納した使用料の指定金融機 関への払込みが収納日から最大26日後 に行われているなど、払込みの遅れが 散見された。	また、受付時に年齢確認を確実 に行うため保険証等の提示を求める こととし、その旨を南飛騨健康 増進センターホームページのキャ ンプ縄文施設説明に掲載した。	
海津特別支援 学校	(指導面) 現金の収納事務において、現金出納簿 に記載がないものがあったので、速やか に措置するとともに、今後は適正に処理 されたい。	2 連休等で収入調定決裁が遅くな ると思われる案件については、担 当者間で連絡を密にし、遅滞なく 現金を金融機関へ振り込むことが できるよう事務体制を整えた。 直ちに現金出納簿に記載が漏れていた 現金の出納を記載した。 現金の出納ががあった都度、遅滞なく現 金出納簿に記載することを徹底したば か、現金を収納する場合の事務について 岐阜県会計規則及び同取扱要領の再確 認を行うとともに出納員及び会計員の相 互によるチェック体制を強化し、適正な 会計事務に努める。

平成三十一年二月六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社